

Title	比附(法類推・法の一般原則)の比較法的考察(共同研究報告：現代世界研究)
Author(s)	齊藤, 伸
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-2 : 20-21
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2416
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

【現代世界研究】

比附(法類推・法の一般原則)の比較法的考察

2010年5月17日、聖学院本部新館2階集会室において、2010年度第1回、現代世界研究会が開催された。19名の参加があった。講師として早稲田大学比較法研究所教授の笹倉秀夫先生をお招きし、「比附(法類推・法の一般原則)の比較法的考察」と題した発表がなされた。本年度初の現代世界研究会ということもあり、予定よりも多くの出席者が集まった。そこでは笹倉先生による極めて明快かつ示唆に富んだ法解釈が展開され、法を専門としない者にとっても有意義な研究会となった。今発表は2部構成となっており、第1部では法的思考の区分について、また第2部では法を適用する際に用いられる「比附」の問題が扱われた。以下、同氏による発表を概略する。

古来、法学の世界では「論理的思考」の重要性が強調されてきた。当然のことながら、法を適用する際には規則に準じた判断がなされなければならない。こうした見地に立って村上淳一は「裁判官に人間味を求めるのはポストモダン社会では時代錯誤だ」と主張する。しかしながら、一方では法を適用する者、すなわち裁判官に対して、純然たる論理的

処理ではなく、「人間味」をも求める声は依然として強い。だがこうして両極を成している法的思考には、どちらか一方の立場だけを採用すれば良いといった事態ではなく、個々の判断における全体的帰結の予想を踏まえた「総合判断力と責任感」が欠かせない。このような観点から見れば、法の基準となるべき「正義」の概念も2つの異なった側面をもつ。すなわち一方では秩序維持を目的とした正義、そしてもう一方は個人の正当な権利と利益を保証する正義である。前者を尊守すべきであることは言うまでもないが、それによって後者に対して盲目にもなり得る。そのため実際の条文適用に際しては、多くの場合で個別の要素もまた判断の考慮に入れられている。法の適用に至るまでには、複数の可能性による解釈過程を経るが、その中からここで取り上げられるのは「比附」である。

比附とは「引き合わせること」すなわち、ある条文から一定の一般的な法命題を帰納させ、それに沿って処理する法解釈上の技法である。定められている法が、全ての個別的な事例に妥当するとは限らず、その際には厳格な論理的処理を行うことはできない。そのため、他の条文を参考にして処理することが求められる。こうした法解釈は「類推」とは区別され、条文が主張するところの「原理」を抽出し、当該の事例へと適用する。比附は中国や日本だけでなく、欧米でも用いられており、その用途によっては危険性を孕んでいる。しかしながらグローバル化の進展と共に、法の条文だけに拠っては処理しきれない事例が増大することが予想される。そのため法適用における比附の重要性は今後更に高まるのではないかと同氏は結論付けた。

(文責：齊藤 伸 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程)

(2010年5月17日、聖学院本部新館2階)